

【基本方針】

- 老人福祉法の基本理念、老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生き甲斐をもてる健全で安らかな生活を保障されるものとするに基づき、高齢者自らの意志によって、自立した質の高い生活を送ることができるよう支援する。
- 障害者自らの自立への努力と社会参加への機会の確保を理念とする障害者総合支援法に基づき、常時介護を必要とする入所者に対して、治療及び養護（健康管理、衛生管理、生活指導、介護等）に当り自立を支援し、喜び、生き甲斐を味あわせ、社会参加への意欲を促進する。
- 児童福祉法に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう、乳児及び幼児の保育事業を行う。

【目 標】

特別養護老人ホーム「朝日の家」、障害者支援施設「ソフィア」、並びに障害者支援施設「更生ソフィア」の運営体制の充実強化、居宅介護支援事業所朝日の適正な居宅介護支援の提供、老人デイサービスセンター朝日及び老人デイサービスセンターソフィアの魅力ある活動、障害福祉サービス事業所ソフィア及び、相談支援事業所ソフィアの地域社会連携を行い、施設の社会貢献を図る。

以和貴保育園においては健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、保護者の協力の下、地域における子育て支援の充実を図る。

また、めぶき園では従業員等の多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

I. 特別養護老人ホーム朝日の家（資料 1）

- 職員の理念の統一を図り、資質の向上に努め、利用者の幸福増進に寄与し、社会の信頼に応えられる施設づくりに万全を期す。
- 利用者が適切なサービスが受けられるよう現状に即したケアプランを立て、実践する。

1. 処遇について

(1) 生活指導

利用者の基本的人権を尊重、1人ひとりの諸状況を把握理解し、その自立を支援することによって安心と安らぎのある生活ができるように援助していく。

(2) 健康管理

- ① 利用者の健康維持増進は、食事によるところが大きいので、栄養士の管理のもとに調理方法を工夫し、食材についても良質のものを選ぶ。また、協力病院との連携をはかり、健康診断及びインフルエンザ予防接種を定期的実施し、疾病の早期発見、予防に努める。
- ② 特に全介助の利用者については、入浴を週 2 回～6 回（皮膚疾患者に於いては毎日入浴）実施して、身体の清潔を保持し、皮膚疾患や褥瘡をつくらないように配慮する。
- ③ 利用者の心の健康のため、外に出る機会を増やし家族の面会を多くするよう勧める。

(3) 機能回復訓練

利用者個々に応じた機能回復訓練を実施する。また、療育音楽、全体レクリエーションを通して楽しみながら残存機能の活性化を図る。

(4) 余暇活動

利用者の意欲をかき立て、生きがい・うるおいのある生活ができるよう各種クラ

ブ活動、レクリエーション、諸行事等を実施する。また、天気の良い日は敷地内でも外気に当てるよう配慮する。

2. 衛生管理、環境整備

- (1) 施設内外の大掃除・害虫駆除を定期的実施、健康で気持ちよい生活ができるよう、衛生面の管理を十分に行う。また、建物及び各種設備を常に整備し、きれいで住みよい環境づくりを図り、その維持に努める。
- (2) 平素の換気をまめに行い（離床時は必ず）常に居室の空気の浄化に努める。

3. 非常災害対策

定期的防火訓練・避難訓練及び消防設備の保守点検を実施し、利用者の安全の確保に努める。

4. 各種会議・研修

- (1) 介護保険制度について学習を行い、知識を深める。
- (2) 利用者の処遇向上、並びに円滑な業務遂行の為、職員会議等で共通理解を深める。
- (3) 職員を内外の各種研修会へ積極的に派遣する。
- (4) 職場内研修を強化し、働きながら学ぶ姿勢を育て、資格取得を勧める。

5. 地域福祉の推進

- (1) 老人短期入所事業、老人介護予防短期入所事業（ショートステイ）では高齢社会のニーズに対応するため、在宅福祉対策として、家庭の個々の事情による処遇困難な老人を一時入所させ、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう各種サービスを提供する。
- (2) 研修生並びに実習生及びボランティアの受け入れ高齢社会の実情に鑑み、それを養成する専門学校等の生徒並びに幼・小・中・高の生徒の訪問を積極的に受け入れる。
- (3) 地域社会との交流
地域の行事へ入所者・職員を積極的に参加させ、又施設行事への地域住民の参加を呼びかける。さらに、ボランティア・施設見学等の受け入れを推進する。

II. 老人デイサービスセンター朝日事業の実施（資料2）

（通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業）

要支援・要介護認定を受けた方に対し、介護支援専門員の介護計画に従い、通所による各種サービスの提供によって、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、自立の支援、生き甲斐のサポート、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るものとする。あわせて、当該家族の身体的・精神的な負担の軽減に寄与する。

- 要支援、要介護者の心身の状況の変化に伴い、利用者が常に適切な処遇を受けられるよう介護サービス計画書の策定及び見直しをする。

(1) 内 容

1日当りの利用定員は60人とし、以下のサービス項目を実施する。

- ア. 生活習慣の見直し・指導
- イ. 機能回復訓練
- ウ. 養護（休養）
- エ. 教養講座（クラブ活動・療育音楽・全体レク等）
- オ. 健康チェック及び食事指導
- カ. 社会見学（ミニドライブ・花見・買い物・行事参加・施設見学等）
- キ. 入浴サービス
- ク. 給食サービス
- ケ. 送迎

(2) 日 課

- | | |
|---------------|--------------|
| ・ 迎え | ・ 昼食、口腔ケア、休養 |
| ・ 健康チェック、健康相談 | ・ 教養講座 |

- ・機能回復訓練
- ・入浴
- ・おやつ
- ・送り

Ⅲ. 居宅介護支援朝日事業の実施

○高齢化社会の進展に伴い、増大かつ多様化する高齢者の福祉サービスのニーズに対応するため、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供する。

1. 基本方針

事業所の介護支援専門員は利用者が要支援・要介護状態にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自由な日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスが多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な居宅介護支援を行う。

2. 事業の内容及び利用料等

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を公平に利用者及びその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求める。

Ⅳ. 老人デイサービスセンターソフィア事業の実施（資料3）

（通所介護・介護予防通所介護相当サービス）

要支援・要介護認定を受けた方に対し、介護支援専門員の作成した介護計画に基づき、通所により利用者の自立支援の観点に立った効果的な各種サービスを提供することによって、生きがいサポート、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るよう支援するものとする。あわせて、当該家族の身体的、精神的な負担の軽減に寄与する。

○要支援・要介護者の実態には細かく気を配り、身体的、環境的、精神的変化に対して介護支援専門員との連携を密にする。

（1）内 容

1日当りの利用定員は50人とし、以下のサービス項目を実施する。

- ア. 生活習慣の見直し・指導
- イ. 機能回復訓練
- ウ. 養護（休養）
- エ. 教養講座（趣味、レク、クラブ活動等）
- オ. 健康チェック及び食事指導
- カ. 社会見学（みかん狩り・花見・買い物・行事参加等）
- キ. 入浴サービス
- ク. 給食サービス
- ケ. 送迎

（2）日 課

- ・迎え
- ・健康チェック、健康相談
- ・機能回復訓練
- ・入浴
- ・昼食、口腔ケア、休養
- ・教養講座
- ・おやつ
- ・送り

（予防通所介護A）

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者のうち介護計画で当該事業の利用が認められた方に対し、地域包括支援センターが作成した介護計画に基づき、運動機能向上、栄養管理支援、口腔機能向上等を目的に各種サービスを行う。

（1）内 容

1日あたりの利用定員は15名とし、以下のサービスを提供する。

- ア. 運動機能評価及び生活機能評価
- イ. 運動機能向上体操
- ウ. 認知症予防体操
- エ. 健康チェック及び相談
- オ. 口腔機能向上及び栄養に関する指導
- カ. 給食サービス
- キ. 送迎

(2) 日 課

- ・迎え
- ・健康チェック、健康相談
- ・運動機能向上体操
- ・送り
- ・昼食、口腔ケア、栄養指導
- ・教養講座
- ・認知症予防体操

V. 障害者支援施設ソフィアの実施（資料4）

1. 基本方針

利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めるものとし、「障害者総合支援法」に定める内容、その他関係法令等を厳守し、指定障害者支援施設における施設障害福祉サービスの提供を行うものとする。

- （日中）生活介護 定員 80名
- （夜間）施設入所 定員 80名

2. 利用者の処遇

- ①単調になりがちな日常生活に、明るく楽しい生きがいのある場所を提供すると共に生活環境を整備し、健康に留意して魅力ある行事等を企画する。
- ②リハビリテーションは利用者個々に応じて実施する。また、療育音楽、全体レクリエーション等を通して楽しみながら残存機能の活性化を図る。
- ③クラブ活動は、利用者の意欲をかきたて、充実した活動ができるよう内容については常に工夫する。
- ④比較的外出の少ない利用者の心身のリフレッシュの為、天気の良い日は出来るだけ外気に触れる機会をつくる。
- ⑤入浴については、身体の清潔を保持し、皮膚疾患等をつくらぬよう回数を増やすなどの配慮を心がける。
- ⑥利用者の健康管理については、医師の定期回診と年2回の健康診断の実施により病気の予防に努める。
- ⑦食事については、栄養士の管理のもとに、入所者の日々の健康状態を充分考慮し、栄養バランスのとれた給食づくりに努める。
- ⑧利用者の細やかな実態を把握する為、アセスメント表を作成し、個別支援計画を策定する。

3. 衛生管理、環境整備

- ①施設内外の大掃除、害虫駆除を定期的に行い、健康で気持ちよい生活ができるよう、衛生面の管理を充分に行う。
- ②建物及び各種設備を常に整備し、きれいで住みよい環境づくりを図る。
- ③施設内のレイアウトには細心の気を配り、居ながらにして季節感が味わえるようアメニティー空間を大事にする。

4. 非常災害対策

定期的に避難訓練を行ない、消防設備等の保守点検をして、利用者の安全の確保に努める。

5. 各種会議、研修

利用者の処遇向上及び円滑な業務遂行の為、職員を県内外の各種会議、研修へ参加させ、資質の向上に努める。

6. 職員の福利厚生

定期健康診断の実施、余暇を利用したスポーツ、レクリエーション等を実施して和やかで活気ある職場づくりを図る。

○ 短期入所

「障害者の介護を行う者の疾病、その他の理由等により、当該障害者が居宅において介護を受けることができず、保護を必要とする場合に一時的に入所させ、障害者及びその家族の福祉の向上を図る」という障害者短期入所事業運営要綱目的に沿って各種サービスを提供する。

VI. 障害福祉サービス事業所ソフィアの実施（資料5）

○ 生活介護

1. 基本方針

ア) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、常時介護を必要とする利用者に対して、入浴、排泄、又は食事の介護、創作的活動等の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

イ) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

ウ) 前イ項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

2. 事業の内容

1日当たりの利用定員は23人とし、以下のサービス項目を実施する。

(1) 個別支援計画の作成

(2) 食事、入浴、排泄等の介護

(3) 日常生活上の支援

(4) (2) から (3) を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として必要な支援を実施するものとする。

○ 自立訓練（生活訓練）

1. 基本方針

ア) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、利用者に対して一定の期間にわたり、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援と、必要な訓練その他の便宜を適切かつ、効果的に行うものとする。

イ) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

ウ) 前イ項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

2. 事業の内容

1日当たりの利用定員は6人とし以下のサービス項目を実施する。

(1) 自立訓練（生活訓練）計画の作成

(2) 食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援

(3) 日常生活上の相談支援

(4) 関係サービス機関との連絡調整等の支援

(5) (2) から (4) を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス期間を限定し事業所への通所により、必要な訓練等を実施するものとする。

○ 自立訓練（機能訓練）

ア. 基本方針

ア) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、利用者に対し

て、地域生活を営む上で身体機能、生活能力の維持・向上等のため、一定の期間にわたり必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

イ) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

ウ) 前イ項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

2. 事業の内容

1 日利用定員は10人とし以下のサービス項目を実施する。

(1) 自立訓練（機能訓練）計画の作成

(2) 理学療法や作業療法の身体機能のリハビリテーション

(3) 歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練

(4) 日常生活上の相談支援

(5) 関係サービス機関との連絡調整等の支援

(6) (2) から (5) を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス期間を限定し、事業所への通所により、必要な訓練を実施するものとする。

VII. 相談支援事業所ソフィアの実施

○計画相談支援

1. 基本方針

利用者が、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営む事が出来るよう、心身の状況やその置かれている環境に応じて、利用者または障害者の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援する。

2. 事業の内容

(1) 基本相談支援

(2) サービス利用支援

(3) 継続サービス利用支援

(4) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

(1) から (3) に付帯するその他必要な相談支援、助言等

VIII. 障害者支援施設 更生ソフィア（生活介護・自立訓練）の実施（資料6）

1. 基本方針

- ・利用者に対して、その自立と社会活動への参加を促進する観点から、保護ならびにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行うものとする。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて施設障害福祉サービスを提供するよう努めるものとする。
- ・できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- ・「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。
- ・{日中} 生活介護の定員60名・自立訓練（機能）の定員20名
- ・{夜間} 施設入所支援事業入所定員80名

2. 入所者処遇

I 生活指導

- ・入所者の基本的人権を尊重し、心身の状況に応じた個人の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって援助する。
- ・定期的なモニタリングを行い入所者の有する能力を活用して地域生活を営むことが出来るように支援する。
- ・各種行事、クラブ活動、レクレーション等を工夫し生活が単調にならないよう支援する。

II 機能訓練

- ・入所者の細やかな実態を把握し、個別支援計画を策定し心身の特性に応じた必要な訓練を行う。
- ・各種イベントに参加し、訓練の成果の確認及び課題を検討し自立へ向け支援する。

III 健康管理

- ・入所者の健康の状況に注意し、健康保持の為の適切な措置を講ずる。
- ・家族との連携を図るよう努める。
- ・医師の定期健康診断により、病気の予防及び治療に努める。
- ・食事の提供には、入所者の身体の状況及び嗜好を考慮し、年齢や障害の特性によって適切な栄養量及び内容の食事提供を行うため、必要な栄養管理を行う。
- ・入浴（清潔）は特に気を配り、快適な生活が営めるようにする。
- ・施設内外の環境の美化、害虫駆除、防火・避難訓練等、健康安全面に万全を期す。
- ・利用者のプライバシーへの配慮は、生活全般を通じて重要なことと受け止め、部屋・トイレその他随所に於ける介護の在り方について、常に共通理解をもつようにする。

IX. 以和貴保育園の実施（資料7、資料7-2）

1. 基本方針

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする。情緒の安定と発達をはかり、豊かな情操を養い、良く考え判断し、創造性豊かな、心身共に健康な子どもを育てる。

保育目標

豊かな心を育む保育

(1) 元気な子ども

- ・歩く、走る、跳ぶなど戸外での活動を十分に楽しむ。
- ・健康で十分な発育が出来るよう薄着の習慣を身につける。
- ・運動や休息、栄養を摂り、規則正しい生活を送り、自ら安全を守るような生活習慣及び態度を身につける。
- ・くつろいだ雰囲気の中で心が安定し、意欲的に遊ぶ力を育む。
- ・食事、排泄、睡眠、着脱衣、清潔などの正しい習慣をくり返し自立の芽生えを養う。
- ・身の回りの簡単なことは、自分で処理する力を育む。

(2) 仲のよい子ども

- ・友達を思いやる心を養う。
- ・お互い協調し合い助け合う心を養う。
- ・心豊かで優しさとたくましさを培う。

(3) 考える子ども

- ・生活の中で言葉への興味や関心を育て、豊かな情操、思考力、表現力の基礎を培う。
- ・自然の中で五感を研ぎ澄まし、全身を使って楽しむうちにやがて「楽（ラク）」と「楽しい」が違うことに気付かせ、そしてそこに本物の「感動」があることを知り、本物の「感性」を目覚めさせる。自然の世界に多く触れ、豊かな体験を通じて自分なりに物を見たり、感じたりして、豊かな感性と創造性の芽生えを培う。
- ・自然に対する知的興味や関心を育て、思考力、認識力、培い科学的に観察する力を培う。

2. 保育内容

- (1) 移管保育所の年間行事の継承
- (2) 延長保育サービスの実施
- (3) 一時預かり又は特定事業の実施
- (4) 病後児保育の実施
- (5) 障がい児保育の実施
- (6) 地域育児支援事業（育児相談、育児講座等）の実施
- (7) 保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事は行わないこと。（ただし、クリスマス会やひな祭りなど一般的な行事まで規制するのではなく、実際にあたっては三者懇談会で協議するものとする）
- (8) 施設（保育室、園庭等）の地域開放
- (9) 児童に対する給食（主食、おやつ等を含む）の提供（月曜日～土曜日）

3. 児童定数 90 名

4. 開園時間

[通常保育]	平日・土曜日	7:00～18:00（11 時間）
[延長保育]	平日	18:00～19:00（1 時間）

5. 保育時間

平日・土曜日 7:00～18:00（11 時間）
（日曜日・国民の祝祭日及び年末年始は休園）

X. 企業主導型保育施設 めぶき園の実施（資料 8、資料 8-2）

1. 基本方針

社会福祉法人以和貴会および契約企業に従事する職員を保護者にもつ乳児又は幼児を保育することを目的とする。安全で安心して預けられる保育環境を整え、職員が子育てしつつ安心して業務につけるよう努力する。

保育目標

(1) 安全な環境

- ・くつろいだ雰囲気の中で心が安定し、健やかな成長ができるよう配慮する。
- ・食事、排泄、睡眠、着脱衣、清潔などの正しい習慣をくり返し自立の芽生えを養う。
- ・清潔な環境を保持する。

(2) 情操

- ・友達を思いやる心を養う。
- ・お互い協調し合い助け合う心を養う。

- ・心豊かで優しさとたくましさを培う。
- (3) 思考
 - ・生活の中で言葉への興味や関心を育て、豊かな情操、思考力、表現力の基礎を培う。
 - ・月齢・年齢にあった保育および知育環境を提供する。

2. 保育内容

- (1) 児童に対する給食（主食、おやつ等を含む）の提供（月曜日～土曜日）
- (2) 月齢・年齢にあった生活習慣を身につけるようデイリープログラムの実施
- (3) 月齢・年齢にあった絵本学習、リトミック、言葉フラッシュカード
児童英語等

3. 児童定数 19名（最大 30名）

4. 開所時間

- | | | |
|--------|--------|------------------|
| [通常保育] | 平日・土曜日 | 8:00～19:00（11時間） |
| [臨時保育] | 祝・祭日 | 8:00～18:00（10時間） |
- （日曜日は休園）